

公益財団法人賀川事業団雲柱社 賀川豊彦記念松沢資料館賛助会員規約

(目的)

第1条 この規則は、本財団が定款第43条の規程により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、本財団の設置する賀川豊彦記念松沢資料館（以下「資料館」という。）に対する協力と理解を高めることにより、事業活動の推進に資することを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本財団の趣旨に賛同し、本財団の事業である資料館の円滑な運営と事業に協力する者とする。

(特典)

第3条 本財団は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 入館無料。
- (2) 資料館が作成または発行する機関誌、定期刊行物の提供。
- (3) 資料館の企画する講演会、催し物などの案内。
- (4) 特別展、資料の複写等の割引サービスをすることができる。
- (5) 貸し会場の利用について特別扱いとする。
- (6) その他第1条の目的を達成するために必要な事業の提供。

(加入)

第4条 賛助会員は本財団所定の手続きを経て加入するものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

2. 賛助会員には以下の種別をおき、それぞれの会費を原則として定める。

個人会員

- (1) 維持会員 一口5000円 一口以上
- (2) 終身会員 一時納入300.000円以上

団体会員

- (1) 維持会員 一口10.000円 一口以上
- (2) 特別会員 年額100万円以上

3. 賛助会費については、定款第43条の規程により、理事会及び評議員会において決定する。

(会費の使途)

第6条 第5条の会費は、毎事業年度における当該会費合計額に20%以上であって理事会が定める率を乗じた額を公益目的事業に係る事業費に使用し、残額を管理費に使用する。

(退会・徐籍)

第7条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本財団に届出て退会するものとする。

2. 会費の納入を怠った場合、退会を求めることができる。

3. 本財団は、資料館運営を著しく妨げた者を除籍することができる。

(補則)

第8条 賛助会員についてその他必要な事項は、理事会で決定をする。

付則

この規則は、2012（平成24）年4月1日より施行する。

2011（平成23）年 3月22日理事会議決

2015（平成27）年10月20日理事会にて改定